

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

四国（香川）国民年金 事案 544

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、学生であった平成6年度から8年度まで毎年免除申請していたにもかかわらず、申立期間が免除承認されていないことに納得がいかないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は学生であり、国民年金保険料の免除申請を行った。」と主張しているところA市役所の回答及び同市役所が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から判断すると、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったものと考えられる。

しかしながら、学生の国民年金保険料に係る免除については、学生被保険者本人とその親元世帯の前年の所得状況により、保険料免除の適否を判定することとされているところ、申立人の父親の勤務先から提出された「個人別支給額一覧表」によると、父親の所得額は、保険料の免除が認められる基準額以上だったものと推認できる上、申立期間においては、申立人の姉は、海外留学を終え、帰国後の平成8年4月から就職しており、親元世帯の生活状況は免除が承認されている平成6年度及び7年度と同様とは考え難く、ほかに申立人の申立期間に係る保険料の拠出が困難な事情が見受けられないことなどから判断すると、申立人の申立期間に係る保険料免除申請は承認されなかったものと考えられる。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請が承認されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

四国（高知）国民年金 事案 545

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年3月まで

申立期間は、会社を退職し無職だったため、母親が私の国民年金保険料をA町から来ていた集金人に、父親、母親及び兄の国民年金保険料と合わせて納付していたはずなのに未納とされているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月27日に払い出されたものと推認でき、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、当該払出時点においては、時効により申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に死亡しているほか、保険料を集金していたとされる集金人は特定できない上、申立期間の保険料納付を裏付ける関係者等の供述も得られないことから、具体的な納付状況等を確認できない。

さらに、A町役場から提出された昭和45年度から47年度までの集金人別の国民年金保険料収納簿によると、当該期間に係る申立人の父親、母親及び兄の国民年金保険料の納付は確認できるものの、申立人の保険料の納付は確認できない。

このほか、申立人の母親が、申立期間の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（高知）国民年金 事案 546

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月、同年11月から47年3月までの期間、同年7月から48年3月までの期間及び同年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月
② 昭和46年11月から47年3月まで
③ 昭和47年7月から48年3月まで
④ 昭和48年7月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、定期的に集金に来ていた婦人会の人に、私と夫の保険料を現金で納付していたにもかかわらず、未納期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料について、「私と夫の二人分の保険料を、定期的に訪問する婦人会の集金人に納付していた。」と主張している。

しかしながら、申立人及びその夫に係るA村（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿並びに特殊台帳によると、申立期間より前の期間において、申立人は3期間で計54月分、申立人の夫は3期間で計34月分の国民年金保険料が未納と記録されているところ、申立人は、「申立期間よりも前の時期で未納となっている期間については、疑問に思っていない。」としていることから、申立人の保険料の納付意識が必ずしも高かったとは言い難い上、申立人の主張からは、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な状況について確認できない。

また、上記の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人の夫は、昭和55年に申立期間③及び④の国民年金保険料を特例納付した記録となっており、このことについて申立人は、「私の夫は、自身の保険料のみをA村役場で特例納付したことを記憶していますが、私自身は、自分の保険料を特例納付

したかどうか、覚えていません。」としていることから、申立人の夫が同年に保険料を特例納付するまでは、申立人の夫の申立期間③及び④の保険料も未納であったことに加えて、申立人は特例納付していないものと考えられ、申立人及びその夫の保険料の納付行動が必ずしも同一であったとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（徳島）国民年金 事案 547

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで
義母が婦人会を通じて私の国民年金の加入手続をし、婦人会の人が国民年金保険料を毎月集金に来ていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できないため、確認の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「義母がA婦人会を通じて私の国民年金の加入手続をし、保険料を婦人会の集金人を通じて納めていた。制度が始まった当初、1か月の保険料額が100円のと時から義母が納めていたことを記憶している。」旨主張しているが、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の義母は既に他界しており、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号の前後の番号の払出状況等により、昭和44年7月頃に払い出されたものと考えられることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえず、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿、前述の同手帳記号番号の払出状況等により、申立人は、国民年金の強制加入被保険者資格を遡って昭和36年4月1日に取得しているものと推認される（申立人の夫は申立期間当時、共済組合加入員であったことから、同市は、申立人を任意加入被保険者として、本来、加入の申出日（44年7月頃）から被保険者資格を取得させるべきであったにもかかわらず、未加入期間として管理すべき申立期間を誤って強制加入被保険者期間としている状況がうかがえる。）が、申立人は、「保険料

を遡って納付したことや一括して納付した記憶は無い。私自身が納付したのではないので、分からない。」旨述べており、過年度納付及び特例納付を行った旨の主張はしていない。

加えて、B市から提出されたA地区に係る昭和42年度及び43年度の納付組合台帳の写しをみると、申立人の義母と推認される者の氏名等は確認できるものの、申立人の氏名等の記載は無いことから、申立人の義母が当該期間において、婦人会を通じて申立人の国民年金保険料を納付していたことは確認できない。

このほか、申立人の義母が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1273

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 7 日から 22 年 7 月 1 日まで

申立期間において船員保険の被保険者となっていたが、脱退手当金が支給された記録となっている。当該脱退手当金が支給されたとする昭和 24 年 6 月当時、私はA社に勤務しており、脱退手当金のこと也不知道、請求も受給もしていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る船員保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給記録（昭和 24 年 6 月 14 日支給決定）及びその支給額の算出事跡が記載されているとともに、当該支給額（1,184 円 28 銭）に計算上の誤りは無い。

また、日本年金機構から提出された昭和 24 年度の厚生保険特別会計歳出（船員勘定）金額氏名表には、B 県 C 市を住所とする申立人と同姓同名の者に、D 銀行 E 支店を通じて 1,184 円 28 銭を送金した旨記載されており、この旨を申立人に伝えたところ、申立人は、「当時、C 市に住んでいた。D 銀行 E 支店も知っている。」と回答している。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 24 年 6 月 14 日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人は、22 年 5 月 1 日から F 共済組合の組合員となっており、船員保険法に基づく年金給付が見込めなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1274（香川厚生年金事案 1005 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで
② 平成 7 年 4 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで
③ 平成 13 年 3 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで
④ 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 21 日まで

前回、日本年金機構から送付された年金記録の標準報酬月額は、私が記憶している給与の総支給額より低いので、調査して年金記録を訂正してほしいと申し立てたところ、年金記録の訂正が必要でないとする結果となった。平成 6 年 11 月から標準報酬月額が下がっているが、私の年齢からすると、年収 350 万円から 370 万円くらいもらえたはずであるので、再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び④については、i) 申立人が A 社に在籍していた全期間において共に在籍していた同僚は、「私自身の年金記録は実際に受けていた給与の支給総額に基づく記録となっており、不審な点はない。」と供述していること、ii) 同社から提出された雇用契約書及び賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること、iii) 平成 7 年以降に同社における社会保険事務を担当していた同僚は、「実際の給与支給総額に基づく標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行い、届け出た標準報酬月額に基づいた保険料を控除しており、誤りは無い。」と供述していることなどから、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時。以下「香川委員会」という。）の決定に基づき、平成 25 年 2 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、申立期間②及び④について、「新たな資料は無いが、私の年齢からすると、年収 350 万円から 370 万円くらいもらえたはずである。」旨主張して、再度申し立てるとともに、申立期間①及び③についても同様に主張し、新たに申し立てている。

しかしながら、申立期間②及び④（再申立ての期間）について、A社に再度照会しても、「前回の申立時に提出した資料以外に、新たな資料は無い。」と回答していることから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について新たに確認できる関連資料は無く、このほかに香川委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

申立期間①について、A社から提出された雇用契約書により、申立人は、平成6年7月21日からアルバイトとして再雇用されたことが確認できるところ、当該雇用契約書の契約内容等から算出した報酬月額に基づく標準報酬月額は、同年11月1日付けで月額変更になったオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間①当時、社会保険事務を担当していた同僚は、既に死亡しているため、当時の状況について供述を得ることができない。

申立期間③について、A社から提出された賃金台帳（平成11年1月から15年3月まで）と定年退職後の再雇用契約書等から確認できる申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人がA社に在籍していた全ての期間において同社に在籍し、申立期間③当時、社会保険事務を担当していた同僚は、「実際の給与支給総額に基づく標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行い、決定した標準報酬月額に基づいた保険料を控除しており、誤りは無い。私自身の年金記録は、実際に受け取っていた給与の支給総額に基づく金額と同じ記録となっており、不審な点は無い。」と供述している。

このほか、申立期間①及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。